暴力等根絶相談窓口運用細則 新旧対照表 (案)

現行	改定(案)	備考
暴力等根絶相談窓口運用 <u>規</u> 則	暴力等根絶相談窓口運用 <u>細</u> 則	
(目的)	(目的)	
第1条 公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。) は、本協会の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置した「暴力等根絶相談窓口」の運用の方法等について、「暴力等根絶相談窓口運用 <mark>規</mark> 則」(以下、「本規則」という。)を定める。		
(対象者)	(対象者)	
第2条 本 <mark>規</mark> 則の対象者は <u>、</u> 次の <u>団体及び</u> 個人とする。	第2条 本 <u>細</u> 則の対象者は <u>本協会に登録する</u> 次の個人とする。	
(1) 本協会の役職員等 (理事、監事、名誉役員、評議員、司法		下記第6号に移動
機関委員、各種委員会委員、職員、業務委託者、派遣職員等)		 適正化(※行為の主体(対象者)
(2) 本協会に加盟する以下の団体(以下「加盟団体」という。)		は個人となるため)
① 都道府県サッカー協会		
② 地域サッカー協会		
③ 各種の連盟		
④ 関連団体⑤ Jリーグ		
(3) 本協会に登録する加盟するチーム(準加盟チームを含む)		
(<u>4</u>) 本協会に登録する以下の個人(以下「選手等」という。)		
① 選手	(1) 選手	
② 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)	(2) 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)	
③ 審判員	(3) 審判員	

- ④ 審判指導者
- ⑤ 加盟団体又は加盟チームの代表者
- ⑥ 加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者

(5) その他のサッカー関係者

(通報窓口)

第3条 前条に定める対象者は、次の暴力等根絶相談窓口(以下「窓|第3条 窓口への通報は電話(電話番号は別に定める)又はイン FAXからインターネットフォーム <u>口」という。</u>) に<u>通報を行</u>うことができる。

住所:東京都文京区サッカー通りJFAハウス内

電話番号:050-2018-1990 (開設時間:平日10時~15時)

FAX: 03 - 3830 - 2005

(通報の対象行為)

- 第4条 通報の対象行為は、サッカーの活動現場における暴力行為 (直接的暴力、暴言、脅迫及び威圧等)等とする。但し、係争中 のものは除く。
- 2 本協会加盟団体に窓口及び対応委員会が設置されており、十分 に対応出来得る案件と判断される場合及び本協会として事実調査 に取り組まないと判断した場合は、その旨を通報者に通知する。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根 第6条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する

- (4) 審判指導者
- (5) 加盟団体又は加盟チームの代表者
- (6) 本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係

(涌報窓口)

ターネットフォーム(本協会公式ホームページ内に設置)によっと変更 るものとする。

(通報者の範囲)

第4条 窓口へ通報できる者(以下、「通報者」という。)は、 通報者の範囲の定義 原則として、第4条に定める通報の対象行為によって被害を受 けた者又はその家族、関係者、代理人若しくはこれに準ずる者 とする。

(通報の対象行為)

| 第5条 通報の対象行為は、本協会に登録されたチームにおける | 対象行為の明確化 サッカーの活動現場における<mark>対象者による</mark>暴力行為(直接的暴 第12条第4項に包含 力、暴言、脅迫及び威圧等)とする。

第12条第4項に包含

(通報者の責務)

拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(窓口の担当者等の責務)

第6条 <mark>窓口の担当者</mark>は、法規範並びに本協会の諸規程、<mark>指示、指</mark>|第7条 本協会は、法規範並びに本協会の諸規程に基づき、誠実│窓口の運用に関する責務は、担当 令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなけ ればならない。

(涌報の受付)

- 第7条 窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものと | 第8条 窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるもの する。
- 2 窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事 | 実に基づく主張は受け付けない。
- 3 窓口への通報方法は、電話及びFaxとする。
- 4 本協会は、窓口の連絡先をホームページ等に掲載することとし、 3 本協会は、窓口の連絡先をホームページ等に掲載することと その周知徹底を図るものとする。
- 5 窓口通報者は、通報相談内容に係る事実について、被通報者の 氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに 足りる相当な証拠を示して行うよう努める。
- 6 通報相談内容が匿名であっても、通報相談内容が事実であると 信じるに足りる相当な証拠が示される場合については、可能な限 り調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。
- 7 本協会は、窓口通報者の連絡先が確保できないこと等によって、 本規則に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著 しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

(通報内容の記録・保管)

第8条 窓口の担当者は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、 連絡先、通報相談内容及び証拠等を記録し、5年間保管しなけれ ばならない。

根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(本協会の責務)

に対応するよう努めなければならない。

者個人ではなく本協会が主体的に 負う(以下、複数箇所同様)

(涌報の受付)

- とする。
- 2 窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の 事実に基づく主張は受け付けない。
- し、その周知徹底を図るものとする。
- 4 通報者は、通報内容に係る事実について、被通報者の氏名、 当該行為の被害者に関する情報、行為の事実その他関連の情報 を明らかにし、通報事実が真実であると本協会が信じるに足り る相当な証拠を示して行うよう努める。
- 5 本協会は、通報が匿名であっても、通報内容が真実であると 適正化 本協会が信じるに足りる相当な証拠が示される場合については 調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じることができる。

第12条に移動し、包含

第3条と重複のため削除

(通報内容の記録・保管)

| 第9条 本協会は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、連絡 | 個人情報保護の観点から適正化 先、通報内容及び証拠等を記録し、一定期間保管するものとす る。

(当事者の個人情報の保護)

第9条 窓口の担当者、担当者から調査を依頼された者、その他情 報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければなら ず、当事者の同意がない限り、当事者の個人情報を開示してはな らない。

- 2 本協会は、窓口の担当者及び調査を依頼された者等に対し、当 事者の個人情報を開示するよう求めてはならない。
- 3 前二項にかかわらず、本規則に基づく各種措置を講ずるにあた り、必要最小限の範囲で当事者の個人情報を開示しなければなら ない場合については、この限りではない。

(協力要請)

- 第10条 本協会は、通報相談内容の事実関係の調査に際して、本協 会加盟団体その他の第三者の協力が必要な場合には、当該加盟団 体その他の第三者に対し、窓口への協力を要請する。
- 2 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行す るにあたっては、通報相談内容に関する事実を秘密として保持し なければならない。

(涌報に基づく調査)

第11条 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。

- 2 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な 3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正 聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 3 通報者及び通報対象者は、通報に基づく調査に対して積極的に 協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならな 1

(当事者の個人情報の保護)

|第10条 本協会は、通報された情報に関して秘密を保持しなけれ | 上述の理由により修正 ばならず、当事者の同意がない限り、当事者の個人情報を第三 者に対して開示してはならない。ただし、本協会は、本細則に 基づく調査等の実施に必要な範囲で、本協会加盟団体その他の 第三者に対して当該情報を開示することができる。本協会より 情報提供を受けた者は、調査その他を遂行するにあたっては通 報内容に関する事実を秘密として保持しなければならない。

上述の理由により削除

上述の理由により削除

第13条に含まれるため削除

(涌報に基づく調査)

第11条 本協会は、通報された行為が本協会の懲罰規程に違反す 間で対象の明確化 る疑いがある場合、調査を行うものとする。

- 2 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。
- な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 4 通報者及び通報対象者は、通報に基づく調査に対して積極的 に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければな らない。

(調査の方法)

- 第12条 窓口の担当者は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則 として事案が発生した団体のウェルフェアオフィサー等に依頼す る。
- 2 窓口の担当者は、通報者の氏名を除く通報内容を、速やかに所 属長に報告するものとする。また、通報内容について速やかに関 係団体に調査を依頼し、その調査結果を所属長に報告するものと する。

(他団体からの調査結果の報告)

者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報の取り 扱いは、厳密に行うものとする。

(調査の方法)

| 第12条 本協会は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則とし | 調査等の依頼先を加盟団体(事務 て事案が発生した団体が所属する加盟団体に依頼する。ただし、局)に変更 本協会が必要と判断した場合は、本協会が直接調査し、その措 JFAが直接、調査・審議する場合が 置について審議、決定することができる。

あることを規定

上述の理由から削除

第13条 調査を依頼された団体は、調査結果を速やかに窓口の担当 ┃2 調査を依頼された団体は、公正かつ公平に調査を実施するも ┃適正化 のとし、その調査結果を速やかに本協会に報告する。この場合

において、当事者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものと

3 第11条第1項の定めにかかわらず、以下に該当する場合は、本│調査を行うことができない場合を 協会及び加盟団体は調査等の措置を講じないものとする。

- (1) 通報者又は被害者が被通報者に対する措置を望まない場
- (2) 通報者、被害者、被通報者又は対象行為に関する十分な 情報が提供されないことにより事実関係の調査が困難と本 協会が判断した場合
- (3) 警察、自治体若しくはこれに付設された機関、学校、他 のスポーツ団体等の同種の機関又は本協会加盟団体等によ り既に対応済み又は調査中の事案の場合
- (4) 既に法的紛争となっている又は今後法的紛争となること が合理的に見込まれる場合
- (5)上記のほか、本協会又は加盟団体が調査を行うことが明 らかに適切でないと認める場合

(調査結果に基づく対応)

(調査結果に基づく対応)

- 第14条 本協会は、調査の結果、暴力行為等が明らかになった場合 には、当該行為者、当該加盟団体等への懲戒処分、再発防止措置 等の適切かつ相当な措置を講ずるものとする。
- 2 本協会は、前項の措置終了後、被通報者や当該調査に協力した | 者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに窓口 通報者に対し、当該措置の内容を遅滞なく通知する。
- 3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当 3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、 事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、本協会は当 該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。
- 4 本協会は、窓口通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等 の秘密保持に十分に配慮しつつ、通報相談内容、調査の結果及び 是正措置の内容等について公表することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

- 第15条 本協会は、通報者が窓口に通報したことを理由として、通 | 第14条 本協会は、通報者が窓口に通報したことを理由として、 報者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。
- 2 本協会は、窓口通報者が窓口を利用したことを理由として不利 | 2 本協会は、通報者が窓口を利用したことを理由として不利益 益に取り扱われないように適切な措置を講ずるとともに、本協会 加盟団体に同様の措置を取らせるものとする。但し、窓口通報者 が、かかる取り扱いについて同意している場合を除く。
- 3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合は、本協 会は当該行為を中止させるとともに、諸規程に基づき当該行為者 及び当該加盟団体等への懲戒処分等を検討するものとする。
- 4 本協会は、窓口通報者に対し、利用したことを理由として不利 | 益な取り扱いや嫌がらせが行われてないかを確認する等、窓口通 報者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

(懲罰等)

第16条 本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程 | 第15条 本細則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規 等に則り、懲罰等を科されることがある。

- 第13条 本協会又は所管の加盟団体は、前条の調査の結果、暴力 行為等が明らかになった場合には、当該行為者及び当該加盟団 体等への懲罰処分又は再発防止措置等の適切かつ相当な措置を **満ずるものとする。**
- 2 本協会は、前項の措置終了後、被通報者や当該調査に協力し 実行性を踏まえて適正化 た者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報者に 対し、当該措置の内容を通知することができる。
- 当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、本協会 は当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。
- 4 本協会は、通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等の 秘密保持に十分に配慮しつつ、通報内容、調査の結果及び是正 措置の内容等について公表することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

- 通報者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。
- に取り扱われないように適切な措置を講ずるとともに、本協会 加盟団体に同様の措置を取らせるものとする。但し、通報者が、 かかる取り扱いについて同意している場合を除く。
- 3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合、本協 適正化 会は諸規程に基づき当該行為者及び当該加盟団体等への処分等 を検討するものとする。
- 4 本協会又は所管の加盟団体は、窓口通報者に対し、利用した | 適正化 ことを理由として不利益な取り扱いや嫌がらせが行われてない かを確認する等、窓口通報者保護に係る十分なフォローアップ に努めるものとする。

(懲罰等)

程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改廃)	(窓口業務の委託) 第16条 本協会は本細則に基づく窓口の運用にかかる業務の全部 または一部を第三者に委託することができる。 (改廃)	窓口業務の外部委託を可能とするための修正
第17条 本 <mark>規</mark> 則の改正は、 <u>本</u> 協会 <u>の理事会の決議に基づきこれを</u> 行 う。		規則等管理規則に従い修正
附則	附則	
(施行期日)	(施行期日)	
第18条 本 <mark>規</mark> 則は、2017年1月1日から施行する。	第18条 本 <mark>細</mark> 則は、2017年1月1日から施行する。	
(改正)	(改正)	
2017年 9月14日 (2017年10月2日施行)	2017年 9月14日(2017年10月2日施行)	
	2020年 5月14日	